

奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者 支援基本計画(第2次)策定会議開催要綱

1 目的

第1次計画の計画期間終了及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行にともない、「奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」(以下基本計画という)を策定することを目的とし「基本計画策定会議」(以下「策定会議」という。)を開催する。

2 所掌事務

策定会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1)基本計画の策定。
- (2)その他策定会議の目的を達成するため必要と認められる事項。

3 構成

この策定会議は、「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」内に設置し、構成員は別表1のとおりとする。

- 2 策定会議の座長は、委員の互選により定める。
- 3 策定会議の目的を円滑に達成するためにワーキング会議を設置し、別表2により構成する。
- 4 ワーキング会議の座長は、こども家庭課長とする。

4 策定会議の事務局は、こども家庭課、男女共同参画課が担当する。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、この策定会議の運営に関し必要な事項は別途定める。

附則

この要綱は、平成20年8月25日から施行する。